

23 埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例

●担当課
河川砂防課
計画調査・流域治水担当
(電話048-830-5164)

目的

雨水流出量を増加させるおそれのある行為及び過去における洪水の状況を基に湛水することが想定される土地において盛土をする行為に関し、雨水流出抑制施設の設置等の必要な規制を行うことにより、浸水被害の発生及び拡大を防止し、県民の生命、身体及び財産の安全の確保に寄与することを目的としています。

制度概要

○雨水流出増加行為の許可

- ・1 ha以上の開発行為や規則で定める行為であって、雨水流出抑制施設を設置しないと雨水流出量を増加させるおそれのある行為をしようとする者は、知事の許可を受ける必要があります。
- ・許可を受けるには、雨水流出量の増加を抑制するために、雨水流出抑制施設（調整池等）の設置などの対策を取る計画が必要です。

○湛水想定区域内での盛土行為の届出

- ・1 ha以上の開発行為や規則で定める行為であって、湛水想定区域内の土地に盛土をしようとする者は、当該行為に着手する日の30日前までに知事に届け出をする必要があります。
- ・届出には、湛水阻害による浸水被害の拡大を防止するために、雨水流出抑制施設（調整池等）の設置などの対策を取る計画が必要です。

○雨水流出抑制施設の機能の保全

- ・雨水流出抑制施設の機能を阻害するおそれのある行為をしようとする者は、当該行為に着手する日の30日前までに知事に届け出をする必要があります。

●申請・届出窓口

埼玉県 県土整備部 河川砂防課

●事業主体

開発行為等をしようとする者

●根拠法令等

埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例

●創設年度

平成18年度（平成18年10月1日施行）

●制度の留意点

埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例の詳しい内容については、手引きをご覧ください。

手引き、申請・届出等の様式は河川砂防課ホームページからダウンロードできます。
(<http://www.pref.saitama.lg.jp/a1007/usuijyourei/usuiryuusyutu.html>)

■埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例に係る手続き等のフロー

1 確認

予定している開発行為等が1ヘクタール以上の場合は、以下に該当する行為か確認します。

- 1 雨水流出増加行為の許可（協議）が必要な行為
- 2 盛土行為の届出が必要な行為

2 計画

上記1、2の許可（協議）および届出が必要な行為に該当する場合には、以下の事項について検討します。

- 1 必要対策量の算定
必要対策量 = (雨水流出増加行為に対する必要量) + (湛水想定区域での盛土行為に対する必要量)
- 2 雨水流出抑制施設の構造
- 3 放流量 *放流先の河川・水路等の管理者と放流量に関して協議が必要です。

3 許可申請（協議）及び届出

雨水流出増加行為許可申請（協議）書（様式第1号）、盛土行為届出書（様式第5号）を提出します。
許可申請（協議）書および盛土行為届出書には以下の書類を添付し、**正本・副本の2部提出**します。

- ① 行為区域位置図
- ② 行為区域区域図
- ③ 計画説明書
- ④ 計画図 [a. 現況地形図 b. 土地利用計画図 c. 排水施設計画平面図（排水施設の位置、吐口位置等） d. 対策工事の位置図 e. 対策工事の計画図（雨水流出抑制施設の構造の詳細等）]
- ⑤ その他必要な書類

* 許可申請（協議）と届出を同時に行う場合には、計画説明書・計画図等は兼用することができます。

4 許可および回答

許可申請（協議）書、計画説明書、計画図の内容が技術的基準に適合しているか審査いたします。
申請（協議）が許可されれば許可（回答）書が発行されます。その際、許可（回答）書とともに副本を返却いたします。

* 申請（協議）から許可（回答）書発行までの処理期間は資料が整った状態から概ね10日です。
* 届出に対しては、許可書等は発行されません。

5 許可を受けた後の注意点

許可申請および届出の内容に変更が生じた場合は、変更許可申請書（様式第2号）および変更届出書（様式第6号）の提出が必要です。

協議の内容に変更が生じた場合は、変更協議を行います。
また、工事を廃止する場合には、工事廃止届出書（様式第4号および様式第8号）を提出します。

6 完成

工事が完了した場合には工事完了届出書（様式第3号および様式第7号）を提出します。

7 検査

工事完了届出書の提出後、県による現地立入り検査を行います。
地下埋設物等の見えない部分については、施工段階時の写真によって確認いたします。
県は、検査により工事が技術的基準に適合すると認めるときは、雨水流出抑制施設の場所等を周知するため埼玉県報に登載し、告示します。

8 機能の保全

雨水流出抑制施設の機能を保全するために以下の行為が必要となります。

- 1 雨水流出抑制施設が存在する旨を記した標識を設置します。
- 2 施設の点検、清掃等の維持管理に努めていただきます。
- 3 雨水流出抑制施設の機能を阻害するおそれのある行為を行う場合は雨水流出抑制施設機能阻害行為届出書（様式第9号）の提出が必要です。